

[事案 28-280] 減額無効請求

・平成 29 年 7 月 6 日 裁定打切り

<事案の概要>

配偶者が、契約者である申立人に無断で、代理人として減額手続きを行ったことを理由に、減額の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 4 月に契約した終身保険について、平成 16 年 11 月に配偶者が代理人となり減額が行われた。減額に伴い、自分名義の口座に、保険会社から一部解約返戻金が振り込まれているが、以下の理由から、一部解約返戻金相当額を返金するので、減額を無効として契約を復旧してほしい。

- (1) 保険会社へ提出された代理人届は、配偶者が自分に無断で、請求者欄の署名と押印を行った上で作成した偽造書類である。
- (2) 代理人届の請求者欄の署名が自署であるかどうか電話等で確認しなかったことは保険会社の過失である。

<保険会社の主張>

代理人届は、申立人本人が記入および押印したか、または、申立人が配偶者に代筆させたと推認され、偽造されたものではないので、申立人の請求には応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額請求時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が請求書欄の署名が自署であるかどうか電話等で確認すべきとは認められないが、以下のとおり、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 申立人配偶者による偽造行為の有無を検討するには、申立人配偶者からの事情聴取が不可欠であるが、当審査会には、第三者を呼び出し、事情聴取を実施する手続はない。また、本件では、代理人届の請求者欄等の筆跡が誰のものであるかが重要な争点になると考えられるが、当審査会には、筆跡鑑定の手続はない。
- (2) 仮に申立人の請求が認められた場合に、申立人配偶者は、保険会社より責任を追及される可能性があるため、裁定結果に重大な利害関係を有しており、その手続的保障（主張・立証の機会の確保）が不可欠であるが、当審査会には、申立人以外の者の権利を手続的に保障する制度がない。
- (3) 以上から、本件の適正な解決のためには、厳格な証拠調べ手続や鑑定手続に加え、利害関係者が参加できる手続も具えている裁判手続によることが適当である。